

## 博 士 学 位 論 文 要 約

論 文 題 目： 会計監査本質論

氏 名： 百合野 正博

要 約：

我が国における監査論という学問の研究・教育が、金融商品取引法に基づく財務諸表監査を中心に行われていることは改めて言うまでもない。これこそが職業的専門家による外部監査の典型に他ならず、金融商品取引法の第1条に謳われているように、「国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資する」という重要な社会的役割を担っているからである。

この監査制度が戦後の長きにわたって日本社会に受け入れられて来たという歴史的事実があるにもかかわらず、私は、監査論研究において何か重大な問題を見落としているのではないかという思いを抱き続けて来た。本論文は、この私の思いを具体的に整理し、検証し、考察することによって、会計監査の本質を明らかにするとともに、わが国の会計監査の方向性を示唆することを目的として執筆したものである。

本論文は、以下の章立てにより構成されている。

序 章

第1章 2015年「不適切会計」と「第三者委員会」

第2章 1925年 明治・大正期の会計士運動と社会的背景

第3章 1950年 GHQのディスクロージャー制度設計

第4章 1970年 証券取引法会計学と公認会計士監査論の劣位性

第5章 企業不正事件に対する米国大統領の素早い対応

第6章 イギリス会計専門職の自立性と自律性

第7章 会計監査の本質の再確認

終 章

第1章においては、2015年から本論文執筆時点まで継続していたT社の「不適切会計」事件と、このT社の事件を含めて様々なケースで当然のように設置される「第三者委員会」なるものに焦点を当てて考察した。そして、日本の現行の制度監査がT社の「不適切会計」事件によって白昼堂々踏みにじられるという実態を考察し、本論文での問題提起とした。

T社の「不適切会計」事件は、紛うことなき巨額の粉飾決算事件である。しかも、その「粉飾のプロセス」と、それが明るみに出たからの「糊塗のプロセス」、および監督官庁および検察の「処分のプロセス」は、我々が経験してきたこれまでの常識からかけ離れた事例なのである。これが粉飾や不正ではなくて「不適切会計」だとすると、我々が用いて来た定義を一から見直さなければならない。この事件は、我が国の公認会計士監査制度の根幹に関わる重大な問題を内包しているのである。

さらに、T社の会計処理が粉飾ではないとする環境づくりに重要な役割を果たしたT社の設置した第三者委員会とその第三者委員会の報告を肯定的に受け入れて報道を行い続けたN経済新聞の役割も見逃すことはできない。第三者委員会を設置することは今日の我が国において日常的に見られる現象であるが、実は、新聞報道の最初は1983年10月13日付日本経済新聞のロッキード事件に関するものであった。その記事では、ロッキード事件から8年経過しても具体的な進展

が見られないが、我が国にも SEC（米国証券取引委員会）のように企業の不正取引を監視する強力な第三者委員会を作る努力をすべきだ、と主張されていた。その後も、小選挙区の区割りや警察内部の観察機能との絡みで第三者委員会を設置することの必要性が論じられていたのである。それが、時間の経過とともに実体を伴わない看板倒れの第三者委員会が設置されるようになったことは、我々のよく知るところである。

小渕優子元経済産業相と舛添要一元東京都知事の政治資金規正法違反事件での第三者による調査・報告、およびT社の事件における第三者委員会が一定の防波堤の役割を果たしたからと言って、それらを公認会計士の監査と同等の権威を持ち社会的に重要な役割を担うチェックと保証の仕組みだと無条件で認めることはできない。今、我が国にこのようなコンテキストがあるからこそ、会計監査の本質をどのように捉えればいいのかを検討し明らかにすることが必要なのである。

第2章においては、明治・大正時代に活発な会計士運動を招来した日本社会のコンテキストについて考察した。それによって、戦前の我が国においてディスクロージャーおよび会計士監査を巡る大きな社会的動きが存在していたことを考察した。

明治42年に明るみに出た大日本製糖の不正会計事件は、同社株の投資で損害を被った駐日英国大使が日本政府に圧力をかけた結果、『公許会計士制度調査書』の起草に加えて法科大学（現在の東京大学）に商業学科を設置させるほど強大なものであった。しかし、それは政治的な動きにとどまるものではなかったのである。夏目漱石の『それから』では、単に日糖事件に関する新聞報道について主人公に語らせただけでなく、この当時の上場会社の財務諸表とそのディスクロージャーが信用できるものでないことについても主人公に思い出させていた。また、当時の経済新聞にも損害を被った在留外国人について報道しており、会計士運動は当時のマスコミの啓蒙的報道もあって社会的な広まりを見せていたのである。

我が国が国際化を推し進めるといふ社会的経済的要請を受けて行ってきた本論文の主題と関連のある改革には次のようなものがあつた。

#### ① 自発的に国際化しようとした事例 その1

背景	明治維新に伴う法整備
時代	1890（明治23）年
事例	旧商法の制定
内容	「監査役」という監査を担当する機関を設けた
特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>・監査役の権限が強大</li><li>・取締役の業務（不正）をチェック</li><li>・監査役の独立性を確保</li><li>・専門性が欠如</li></ul>
成行き	<ul style="list-style-type: none"><li>・1893（明治26）年の一部施行と1899（明治32）年の新商法の制定過程で、専門性以外の特徴が大きく後退</li><li>・その後、改正を重ねても、最初の規定ほどの厳しさは復活しない</li><li>・専門性の欠如については、一貫して見直しは行われなかった</li></ul>
理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・私企業の規定に関して法律は不介入</li><li>・取締役とのなれ合いを防ぐ</li><li>・監査役の業務は列挙すると洩れる恐れがある、など監査役の規定を骨抜きにするための理由</li></ul>

#### ② 外圧によって国際化しようとした事例

背景	日糖事件により、駐日英国大使が株式投資で損害を被った
時代	1909（明治42）年

事例内容特徴	『公許会計士制度調査書』の公表 職業専門家としての英米の会計士制度を調査、公表 ・公許会計士の独立性と専門性を認識 ・公許会計士の公共的性格を認識 ・公許会計士の業務中、監査の優位性を認識 ・監査対象が株式会社以外の多岐にわたっている (財団、国庫助成を受けている事業、社債の募集、資金の借入れ) ・委託受託関係におけるアカウンタビリティを認識 ・会計士監査のシグナリング効果を認識 ・会計士監査により、企業経営の基礎が強固になる ・会計士監査により、外国人の投資が増える ・会計士監査以外のモニタリング手段(信託)にも触れる
成行き	・調査書の内容を具体化する動きは特段なかった ・後の会計(監査)士法案の審議プロセスで若干引用された
理由	調査は行ったものの、もともと農商務省商務局には公許会計士の制度を具体化する意図はなかった

③ 自発的に国際化しようとした事例 その2

背景	日露戦争後の経営破綻や乱脈経営の続出
時代	1910(明治43)年
事例内容特徴	商事会社に関する法律案の提案 公益上必要とされる会社役員・重役の不正の取締り ・取締役の兼業を制限 ・常務取締役の兼業禁止 ・形式的であっても会社の重要な業務に参加したものは取締役と連帯責任を負う ・取締役や使用人である株主は監査役の選挙権を持たない ・地方裁判所長の帳簿・財産検査権限 ・株主総会招集時の裁判所届出制 ・贈収賄の禁止、重い罰則規定
成行き	審議未了
理由	商法の自由設立主義に反するという理由が、会社役員・重役の不正を監督し取り締まる ことが公益上必要であるという要請に打ち勝った

④ 自発的に国際化しようとした事例 その3

背景	日露戦争後の経営破綻や乱脈経営の続出
時代	1911(明治44)年
事例内容特徴	商法改正の提案 取締役、監査役の機能強化 ・取締役、監査役を株主中から選任する規定の廃止 ・取締役に専門経営者を充てることを想定 ・監査役に職業専門家を充てることを想定
成行き	当該改正文言原案を否決
理由	商法の立法趣旨に反するという理由が、企業破綻の原因として指摘できる企業の財産状態の不明瞭さをチェックするには会計・監査の専門家でなければ不可能であるという主張に打ち勝った

⑤ 自発的に国際化しようとした事例 その4

背景	日露戦争後の経営破綻や乱脈経営の続出
----	--------------------

時代	1914（大正3）年から1925（大正14）年にかけて
事例	会計監査士法案および会計士法案の提出
内容	無機能化が著しい監査役に替わって、企業などの会計監査を行う （先進各国で見られる）会計専門職の創設
特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>・会計（監査）士の独立性と専門性を認識</li><li>・会計（監査）士の公共的性格を認識（株主保護よりも、一般公衆保護）</li><li>・会計（監査）士の業務中、監査の優位性を認識</li><li>・経営者不正が社会におよぼす悪影響の大きさと、それをチェックすることの重要性を指摘</li><li>・監査対象が銀行および株式会社以外の多岐にわたっている （慈善団体や宗教団体などの民間の非営利組織）</li><li>・株式会社という欧米の制度を採用しておきながら監査については欧米の制度を採用しないという重要な問題点の指摘</li><li>・株式会社における公開主義の重要性の指摘</li><li>・間接金融に対する直接金融の優位性を指摘</li><li>・委託受託関係におけるアカウントビリティを認識</li><li>・会計（監査）士監査のシグナリング効果を認識</li><li>・巨大株式会社が国民経済におよぼす影響の大きさを認識</li><li>・巨大株式会社を国民が監視することの重要性を認識</li><li>・パブリックセクターが担当していた監査（銀行に対する大蔵省銀行局の監督）の無機能化の指摘</li><li>・途中から、会計監査士ではなく会計士という名称に変わる</li><li>・後になると、強制監査から任意監査に後退</li><li>・時間の経過に伴い、提案される法案の会計士の職務の中から「監査」が消える</li></ul>
成行き	<ul style="list-style-type: none"><li>・当初は審議未了</li><li>・やがて衆議院は通過するものの、貴族院で審議未了</li><li>・最後には監督官庁の議論にまで入り、法律が成立することを予感させる</li><li>・1927（昭和2）年、計理士法が制定</li></ul>
理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・商法の監査役の規定に抵触する恐れがある</li><li>・会計（監査）士にふさわしい人を得るのが困難</li><li>・利害対立の生ずる恐れがある</li><li>・すでに開業している会計専門職の姿勢が消極的</li></ul>

このように、明治・大正期の日本社会のディスクロージャーや会計士監査に対する考え方は、今日の議論のレベルと遜色のないレベルの高さであったということが言えるであろう。会計士監査の基本的な部分に関する考察や議論の大枠は、今から一世紀以上も前にすでに論点として整理されていたと考えられるのである。論点の先見性と国際性のレベルの高さは、驚くべきものであると言わねばならない。そして、その背景に当時のマスコミの積極的な報道の存在していたことについても詳細に明らかにした。

しかしながら、会計士監査が本来の機能を発揮すべき場所であった株式取引所は江戸時代の米取引所以来の伝統で投機的色彩が強く残っており、株主は投機的投資行動を選好したためにディスクロージャーは必要とされなかった。一方、監査を受ける立場の財閥企業は、監査役監査を重要視したものの外部監査は強く忌避した。さらに、明治政府は、近代国家の建設プロセスにおいて公会計部門で複式簿記を積極的に導入したにもかかわらず、まもなく単式簿記に置き換えてしまった。それは明治政府が複式簿記の説明能力の高さを理解していたからに他ならず、アカウン

タビリティの重要性を単式簿記という隠れ蓑の向こう側に追いやってしまったのである。

第3章においては、日本にアメリカの制度に倣ったディスクロージャー制度を構築した連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の民主化政策のプロセスを中心に据えて考察した。GHQが主導したためにアメリカと同じ社会的機能を担うものと考えられて来た我が国の制度が、実際には極めて日本的な大蔵省の掌の上に構築された制度だったことの象徴的な出来事として講和条約の発効に伴う証券取引委員会の廃止が例示されるが、これは占領政策に対する反動ではなく、対米戦争遂行のための国家体制を構築したいわゆる1940年体制の延長線上の大蔵省の既定路線だったということを明らかにした。公認会計士制度の新設に関連した大蔵官僚の講演の端々からは戦前の日本政府が会計士監査制度の構築を検討していたことが伺えるのである。

この講演についてはほとんど知られていないが、官僚の語る内容は、計理士の欠陥と公認会計士の特長とを対比させながら、会計専門職というものについて短いながらも極めて示唆に富んだ内容となっているのである。

林事務官は、公認会計士監査という新たな仕組みを構築する根拠について、次の四つの観点から説明した。

- ① 英米における会計士の歴史的展開に関する考察
- ② 計理士を公認会計士に置き換えなければならない社会的背景
- ③ 我が国の計理士制度の欠点についての指摘
- ④ 公認会計士の将来の発展方向についての見込み

これらの内容からは戦後すぐの時点でありながらよくまとめられているという印象を受けるが、実は、官僚の意識を如実に物語る以下の発言は、今日の視点からは非常に興味深いものだと言える。それは、計理士としての専門的知識に関する観点ではなく、実務経験と資格取得システムの観点から計理士資格の社会的地位の低さを指摘していたことである。すなわち、

「英国のチャータード・アカウンタントにしても、大学を卒業してから三年間実務を見習わなくてはいけない。而も、その間中間試験に合格し、最終試験に合格して、初めてチャータード・アカウンタントになれる。ところが、わが国の計理士は、大学、専門学校を出ると直ぐになれる」ところが問題であって、これでは「全般的に資格が低いことになり、従って計理士の提供するサービスも低いことになって、計理士全体の水準を落す結果になったと思います」と説明しているのである。蓋しこの説明は卓見である。

私がイギリスのチャータード・アカウンタントになるプロセスを高く評価する根拠は次のとおりである。まず、会計士の受験資格として大学を卒業することが必要であるということは重要である。新島襄がアーモスト大学を卒業したあとにアンドヴァー神学校で神学を学んだ例からも判るように、プロフェッションを養成する神学校、医学校、法学校は、大学を卒業してから学ぶ大学院レベルの学校であり、プロフェッション教育はそのレベルで行われるものなのである。

そして、大学を卒業してから無資格のまま3年間の実務経験を積むことが求められる制度のもとでは、いくら優秀であっても大学卒業時点で会計士の資格を得ることはできない。そのため、会計士を志望する大学生は在学中の全期間にわたって学業に専念することができる。わが国の現在の公認会計士試験制度のように、大学はおろか高校にも通わないでひたすら受験予備校に通って試験に合格すれば公認会計士になれるシステムが孕む重大な問題点にもっと目を向けるべきである。

このイギリスの仕組みはきわめて重要であると私は考える。なぜならば、イギリスにおける会計士という専門職の社会的地位の高さは特筆に値するが、この会計士を育てる仕組みがイギリスにおける会計士の名声の高さにつながっていることは明らかだからである。通算2年半をイギリスで生活し、さまざまな場面でイギリスの会計士の活躍を目の当たりにするとともに、イギリス社会における会計士の評価の高さを実感した多くの経験を有する私は、この点について自信を持

って断言することができる。

さらに、監督当局に良い計理士制度を育てる熱意が足りなかったことが指摘されるが、この点にわが国の官僚が専門職をどのように認識しているかを推察することができて、非常に興味深いのである。彼は、「適宜に懲戒処分を行うことによって一般予防的な効果を挙げ、全体の計理士の水準を上げて行く。又登録されておる者についても、現実に業務をやっておるかどうかを常にキャッチして、業務を行っていない者は登録簿から削除して行く」ことを具体例として指摘している。本気でこのように考えていたのだとしたら、監督当局の思い上がりは甚だしいと言わざるを得ない。良い計理士制度を育てるのは決して監督当局ではなく、良い計理士にほかならないのである。このことは、イギリスの会計士制度が発展したのは会計士による自発的な動きの活発さがその原動力になっていることを理解すれば明白である。イギリスの会計士試験は国家試験ではなく、各会計士協会の入会試験に過ぎないのである。

第4章においては、1970年当時の会計学と監査論を振り返った。1970年は、財務諸表監査の制度創設からわずか20年しか経過していない時点である。アメリカの理論と実務を研究対象としていた会計学と監査論の視線はアメリカと同じ研究対象に焦点を当てていたものの、現実には日本の伝統との軋轢が次第に明瞭になりつつあった時代であった。その典型として「継続性の原則」を取り上げた。我が国の会計学と監査論には証券取引法という法的裏付けがあったにもかかわらず、現実には、商法会計から議論の相手にされることはなく、日本の慣習には逆らえないという限界を我々は思い知らされたのである。

すなわち、わが国の証券取引法会計学と公認会計士監査論の立ち位置は、実は、我々が一生懸命に勉強し研究したアメリカの社会的経済的要請を受けて発展していたアメリカの証券取引法会計学と公認会計士監査論とは異なっていたのである。わが国の証券取引法会計学と公認会計士監査論は、証券取引法という法律の裏付けがあったにも係らず、実際には、商法という別の法律側からは、とりわけ法務省の官僚の考える商法会計から「見下されている」関係にあったのである。有り体に言えば、わが国の証券取引法会計学と公認会計士監査論の立ち位置は、政策的には本流ではなく傍流なのである。

第5章においては、エンロン・ワールドコム事件に代表される一連の企業不正事件を受けてブッシュ政権が見せた素早い対応について考察した。これは、まさにアメリカ国民の多数が関わっている証券投資を大統領が重要視していることを示している。

実は、私は、一連のブッシュ大統領の素早い対応においては、ブッシュ大統領の演説が強調していた部分、「8000万にもものぼるアメリカ国民が株式投資を行っており、過去20年間に豊かになったのはこの株式所有によってアメリカ経済の成長の分け前を手にすることができたからだ」というアメリカ国民と株式市場の密接な関係に着目し続けた。

一般のアメリカ人の多くが個人の財産を増やそうとして係っている証券市場をリフォームしなければならないというブッシュ大統領の強い信念は、1930年代初頭のアメリカで、バブルの崩壊および大恐慌からの脱却を果たすためにニューヨーク証券取引所をリフォームしなければならないという信念で証券二法を制定し、証券取引委員会を設置し、公認会計士による法定監査制度を構築したルーズベルト大統領の強い思いと共通するものがあったと思えたのである。

ところが、このような直接金融市場における投資大衆としての国民と優良な投資先としての大規模株式会社との間の密接で重要な関係は、戦前のわが国の会計士運動の議論で欠けていた部分だったのである。したがって、エンロン・ワールドコム事件後のアメリカの会計・監査システムを巡る大混乱は、長らくわれわれの社会で必要とされてきたシステムを構築する絶好の機会を提供してくれていると思われるが、それが実を結ぶかどうかは、われわれの社会においてもホワイトハウスの積極的な姿勢が示しているような日本の証券市場と日本国民との間の密接で重要な関

係が認識されるかどうかにかかっている、という考え方を示したのであった。

アメリカでは、このプロセスで大規模国際監査事務所の一つが消滅した。アメリカの会計士監査を取り巻く環境は激震に見舞われるところとなり、翌 2002 年には企業改革法とも呼ばれるサーベンス・オクスリー法 (SOX 法) が制定され、内部統制の重要性がクローズアップされることとなったのである。

一方、日本では、2003 (平成 15) 年 5 月のりそな銀行に対する公的資金の注入と同年 11 月に一時国有化されることとなった足利銀行のケースが例外的な事例ではないということを再認識させられることとなった。そして、アメリカの前例に倣うかのように、我が国でも歴史ある名門企業のカネボウが 2004 年 10 月に経営破綻し、大型粉飾決算が明るみに出た。巨大監査法人の一つが姿を消し、日本版 SOX 法とも呼ばれる一連の企業改革関連法が制定され、そして、内部統制の重要性がクローズアップされたのである。

このように、日本は忠実にアメリカを後追いついてきているのである。しかしながら、アメリカの場合には多数のアメリカ国民が株式投資をしているという非常に重要なコンテクストを背景に抱えているのに対して、日本はそうではない。日本におけるコアとなる動機づけは何なのであろうか、との問題提起を行った。

第 6 章においては、1990-92年にイギリスで在外研究を行った私が、イギリス社会において会計士が重要な役割を果たしているという現実の基盤を知るうえで好例と考えたイギリスの会計士の一つの活動成果を検討した。イングランド・ウェールズ勅許会計士協会のこのプロジェクトは、職業会計士の発展に関して、経済的、技術的、社会的変化がどのような意味を持っているかを研究するための幅広い討論の場を提供することを目的としていた。その内容は、イギリスの会計士が法定監査以外の多方面にわたる様々な業務やポストで目覚ましい活躍をしている基盤を理解させてくれるのである。

それに対して、我が国の公認会計士は、例えば 1995 年当時にアカウントビリティという言葉が民主主義社会の基本的理念であり、それを果たさせるためには公認会計士などの専門家による外部監査制度が重要であるということが論じられるようになっていたにもかかわらず、それを自分たち自身の問題として積極的に向き合ってきた。そのような消極的態度が何に由来するのかを理解する糸口になると考える。

第 7 章においては、二つの別個の問題を考察したうえで、この二つを結びつけることによって会計監査の本質について論じた。

前半は、古代社会における監査に関する記述の中に時代や国家の枠を超える普遍性を持った監査に関する考え方を抽出した。そして、会計史の文献が古代社会の時代にまで遡って記述しているのは、古代社会を考察すること自体に極めて重要な意味が内包されていることを明らかにした。会計監査のルーツは、産業革命やビッグビジネスの発展に始まるのではなく、古代の都市国家という民主主義社会におけるアカウントビリティの重要性とその監査の重要性の認識という人類の歴史に深く根ざしているのである。

ところが、日本人および日本人の集合体としての日本社会はこのような西欧社会の考え方を共有しない血筋の系譜にある。そのために、会計監査の重要性を後天的に学び、学んだ仕組みを制度化するというプロセスを経なければならなかったのである。そのために、我が国の監査制度は、形式的には西欧社会と同じ株式会社のディスクロージャー制度をとりながら、それを支える土台としての民主主義社会におけるアカウントビリティとその監査の重要性を欠落させたまま制度を構築してしまっているのである。

その欠落部分を補うことが可能なかどうなのかを検討したのが本章の後半部分である。民主主義社会におけるアカウントビリティの重要性とその監査の重要性を認識することによって成

果を収めた事例として、1993年に設置された「尼崎市議会議員行政視察等実態調査委員会」を取り上げた。私自身が一委員として加わって行動し、委員会の成り行きを自分の脳裏に焼き付けた経験から、最終的に市民が市会議員集団に勝ったのは、能動的かつ積極的な市民の監視と、途絶えることなく行われた情報の公開と、専門家集団ではなかったけれども第三者的立場に立った委員組織によるチェックの三点セットが揃ったからであった。偶然だったのかもしれないが、文明の進歩した社会におけるアカウンタビリティと監査の重要性の認識される環境が整ったのであった。

現在の日本の株式会社における会計監査が金融庁の掌の上で完結する仕組みとして制度構築がなされているという現実があるとしても、重要なことは、株式会社における会計監査の土台には古代の都市国家以来脈々と受け継がれて来ている文明の進歩した社会におけるアカウンタビリティと監査の重要性の認識があるのだということをはっきりと認識することである。

しかし、残念ながら、現実の日本社会において特に近年強く感じさせられている政治家や官僚のアカウンタビリティ意識の低さは、本論文において論じた会計監査の本質には文明の進歩した社会におけるアカウンタビリティと監査の重要性の認識がある、と認識だれているわけではなく、ただただそのような欧米と酷似したシステムが構築されているに過ぎないということを如実に物語っていると感じざるを得ない。

文明の進歩した社会におけるアカウンタビリティと監査の重要性の認識は、市民という主体に主権があるからに他ならない。日本社会において、アカウンタビリティと監査の重要性の認識を育てる主体は日本国民に他ならないのである。

以上。